

日時 平成27年12月18日(金)

場所 山口大学吉田キャンパス
第2会議室(事務局2号館4階)

全国大学・
高専教員対象

● プログラム

- 13:30 ● ご挨拶
知的財産センター長 佐田洋一郎教授
- 13:40 ● 基調講演
「これまでの知的財産教育の実践(仮)」
信州大学教育学部 村松浩幸教授

知財教育の普及、発展の促進を先進的に行われている信州大学の村松教授をお招きし、学校教育における知的財産教育の取組みを中心にお話しいたします。
- 14:40 ● 知的財産教材開発ワークショップ
「判決や製品を活かした教材の検討」
知的財産教材を作成してみましょう! ✏️
- 16:10 ● 山口大学の知的財産教育の取組み紹介
知的財産センター 副センター長 木村友久教授

山口大学が文部科学省より認定された教育拠点としての役割と、特許検索システム(Yupass)について紹介いたします。
- 17:00 ● 講評(17:10 終了予定)

知的財産FDセミナー
これからはじめる新知的財産教育
教育実践に基づいた教材開発



大学初

平成27年度知財の教育関係共同利用拠点に認定されました

この度、文部科学省の平成27年度教育関係共同利用拠点に山口大学知的財産センターが認定されました。これは、「学校教育法施行規則(第143条の2)」[※]を根拠としています。

山口大学では、平成25年度から全学部の1年生全員に対して知財科目の必修化に取り組み、学士課程から大学院に至る知財教育カリキュラムの体系を順次整備しています。今回の拠点認定により、山口大学がこれまでに開発してきた教材等や教員対象(FD)・職員対象(SD)の知的財産に関わる組織的な研修を、全国の希望する大学に対して提供できるようになりました。

※学校教育法施行規則(第143条の2)

大学における教育に係る施設は、教育上支障がないと認められるときは、他の大学の利用に供することができる。

2 前項の施設を他の大学の利用に供する場合において、当該施設が大学教育の充実に特に資するときは、教育関係共同利用拠点として文部科学大臣の認定を受けることができる。

提供可能なプログラム

知財FD(教員対象)

- ◇ 知的財産に関わる授業教材 (初年次～専門教育・大学院)
- ◇ YUPASS(教育用特許検索システム)の授業用教材及びID提供
- ◇ 知的財産に関わる模擬授業の実施、授業設計ワークショップ**研修
- ◇ 知的財産教育導入のためのコンサルティング(支援活動)

すべての構成員対象

- アカデミックルールに関わる研修
- 研究者倫理研修 (座学・ワークショップ型**)
- 研究活動における知的財産に関わる研修
- アカデミックマナー 指針策定の支援(コンサル)

知財SD(職員対象)

全職員対象:

- 著作権に関わる研修(初級)
一例:学内外行事のちらし作成に必要な著作権の知識等
- 知的財産に関わる研修(初級)

専門職員対象:

- 知財系実務者研修(座学・ワークショップ型**)
内容:出願、契約、相談実務、利益相反対応等
- 契約担当系実務研修(座学・ワークショップ型**)
- 著作権に関わる研修(中級・上級)
- 著作権に関わる権利契約実務の研修

**ワークショップ…参加者参画型を中心とした研修

山口大学知的財産FD 参加申込書

山口大学
知的財産センター行

TEL:0836-85-9942
FAX:0836-85-9967

メール: ip_fdsd@yamaguchi-u.ac.jp

| ご所属 | お名前 | 電話番号 | メールアドレス |
|-----|-----|------|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※申込受理の連絡等はいりません。当日会場へお越しください。

※資料準備の都合上、事前にお申し込みをお願いしておりますが、飛び込み参加も歓迎します。

【個人情報取り扱い】参加申込書に関する個人情報は、本FD以外の目的での使用や、本人の同意なく第三者への提供または開示をしません。